

共産党議員団への 9 / 7 公開質問書 (2)

甲第15号証

亀井議員の消防議会副議長としての言動について

2012年9月7日(金)

日本共産党門真市議会議員団様

門真市市議会議員 戸田ひさよし(無所属・「革命21」)

FAX: 06-6907-7730

メール: toda-jimu1@hige-toda.com

ご健勝の事と存じます。

「本公開質問書」(1)に続いて、この(2)を表題の通り提出させていただきます。

(1)と同じく1週間後の9月14日(金)夕刻までに文書およびメールにて当方にご回答していただくよう、お願い申し上げます。

質問はいずれも簡単な内容で、かつ選択肢+自由記載形式ですので、回答に難渋される事はあり得ないはずです。

(万一分部もしくは全部について回答が遅れてしまう場合は、期限内に遅れる理由も明示してご連絡下さい。)

Q1: 貴議員団は、議員所属の亀井議員を「守口市門真市消防組合議会」の副議長に就けるよう他会派に推薦要請し、その結果、他会派がみなそれを了承し、亀井議員が消防議会副議長に就任しましたが、これについて問います。

- 1) 亀井議員が副議長としてふさわしい資質と見識を持っていると考えたから推薦した。
- 2) 門真市共産党の議員に副議長のポストを与えてもらいたいから推薦した。亀井議員の資質や見識は別問題だ。
- 3) その他(自由記載)

Q2: 消防議会副議長としての亀井議員の言動について、貴議員団として責任を持つものですか?

- 1)もちろん全面的に責任を持つ。
- 2)ある程度は責任を持つが、その範囲は一概には言えない。
ただし少なくとも「民主主義をより深め、知る権利の拡充や説明責任を遂行し『市民が主役の市政』に貢献する」などの共産党議員として必要な一定レベルの品位や見識を持つ事については責任を負う。
- 3)議員団としては全く責任を負わない。
- 4)その他(自由記載)

Q3: 亀井副議長は、7/13の当方への議会音声HPの削除要求訪問にあたって、それに至った詳しい経過の説明を当方から求められても説明せず、また当方からの7/15の説明要求書にも全く回答せず、8/30門真の消防議員説明会においてもこれらの行為を全く反省せず、なぜ回答しなかったのかの説明も拒否しました。
このような亀井議員の「説明や回答の拒否姿勢」について、貴議員団も賛同しているのですか?

- 1)賛同している。副議長としてやった事に対して説明要求があつても答える必要は無い。説明責任など無い。
- 2)賛同はしていない。
- 3)その他(自由記載)

Q4: 7/13削除要求訪問に先立って、亀井副議長は門真の消防議員の意向を聞く事無く、7/13当日は「みんなが削除に賛同している」かのように強弁し、7/30には土山議員からの抗議に対して「2人以上いたらみんなや。それが常識や」と答え、8/30説明会でもその姿勢を崩していません。

貴議員団も、「議員達の意向を聞かなくとも『みんなが求めている』と言つてよい」とか、「2人以上いたらみんなや。それが常識や」と考えていますか?

- 1)亀井議員の考え方や姿勢に賛同している。
- 2)議員達の意向を聞くべきだったし、説明も不適切だと思う。
- 3)その他(自由記載)

Q 5 : 7/13 の戸田事務所訪問・音声動画削除要求に際して、亀井副議長は事情説明しようとする当方の発言を執拗に妨害し当方が何度制してもやめようとせず、結局 6 回制したあたりで余りの酷さに当方が激昂してキツイ言葉を出し、それでも妨害をやめないので掴みかかろうとして生嶋議長に止められる、という一幕がありました。

この一幕に関して、亀井議員は 8/30 議員説明会の時に（当方への執拗異様な発言妨害行為は伏せて）、当方に対して「議員として許されない暴言を吐いた。暴行罪を犯した。それを謝罪せよ」と断言したわけですが、貴議員団も亀井議員と同認識を持っているのでしょうか？

- 1) 同じ認識を持っている。7/13 の戸田言動は「許されない暴言、暴行罪」であり、戸田は謝罪すべきだ。
- 2) よく分からないので今は何とも言えない。
- 3) 全体的には亀井議員の方により非があると思う。「許されない暴言、暴行罪」には該当しない。
- 4) 議員団としては、その問題には関知しない。
- 5) その他（自由記載）

以上です。